

香川県社会福祉協議会表彰規程

(目的)

第1条 社会福祉事業に功績のあった者ならびにその業績優秀な社会福祉施設・団体等の功績を顕彰し、又その労苦に報いもって斯業の振興進展に資することを目的とする。

(表彰・感謝の方法)

第2条 表彰・感謝は、本会会長が表彰状又は感謝状を贈ることによってこれを行う。ただし金品を併せて贈ることができる。

(表彰の対象)

第3条 表彰は次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 民生委員・児童委員でその功績顕著な者
- (2) 社会福祉協議会、社会福祉施設及び社会福祉団体等の役員及び職員でその功績顕著な者
- (3) 社会福祉事業奉仕者及び奉仕団体でその功績顕著な者
- (4) 社会福祉活動が特に優秀な社会福祉協議会並びに社会福祉施設・団体及び関係団体
- (5) 自立更生努力者
- (6) 社会福祉事業における永年勤続功労者

2 前項いずれかの資格を有する者であっても、次の者はこれを除外する。

- (1) 叙勲、褒章その他これに準ずる表彰を受けた者
- (2) 既往において、厚生労働大臣、全国社会福祉協議会会長、香川県知事及び香川県社会福祉協議会会長から表彰を受けたことのある者

(感謝の対象)

第4条 本会会長が感謝の意を表すのは、社会福祉活動に積極的に協力し、その功績顕著なものを対象とする。

(民生委員・児童委員功労表彰の資格)

第5条 民生委員・児童委員功労表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- (1) 民生委員・児童委員の現職であること。
- (2) 民生委員・児童委員としての在職期間が15年以上（在職期間が中断されている場合は在職期間を通算する。）で社会福祉増進に積極的に努力

をなし、その功績が顕著な者（特に功績抜群と認められる者については在職期間を12年以上に緩和することができる。）

- (3) 過去に、市町長、市町社会福祉協議会会長等から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

（社協・施設・団体の役職員功労表彰の資格）

第6条 社協・施設・団体の役職員功労表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- (1) 市町社会福祉協議会、社会福祉施設及び社会福祉団体の役職員の現職であること。ただし、公立の社会福祉施設職員の場合は専任職員に限るものとする。
- (2) 市町社会福祉協議会、社会福祉施設及び社会福祉団体の役員としての在任期間が15年以上（在任期間が中断されている場合は在任期間を通算する。）、市町社会福祉協議会、社会福祉施設及び社会福祉団体の職員は20年以上（在職期間が中断されている場合は在職期間を通算する。）で、年齢が原則として50歳以上の功績顕著な者
- (3) 過去に、市町長、市町社会福祉協議会会長等から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

（社会福祉事業奉仕者・奉仕団体表彰の資格）

第7条 社会福祉事業奉仕者・奉仕団体表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- (1) 社会福祉事業の奉仕者、奉仕団体として過去10年以上積極的活動を行い、その功績が特に顕著な個人及び団体で、現在なお活躍中の者
- (2) 過去に、市町長、市町社会福祉協議会会長等から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

（社会福祉協議会及び社会福祉施設・団体表彰の資格）

第8条 社会福祉協議会及び社会福祉施設・団体表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- (1) 社会福祉協議会及び社会福祉施設・団体で現に活動運営しているもので設立結成以来10年以上を継続し、その機能が充分発揮され運営活動が積極的で優秀な実績を収めていること。
- (2) 過去に、市町長、市町社会福祉協議会会長等から、功績顕著の故をもって表彰されたものであること。

(自立更生努力者表彰の資格)

第9条 自立更生努力者表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- (1) 困難な環境を克服して自立更生し、地域社会における他の範として相当年月活躍中の者
- (2) 過去に、市町長、市町社会福祉協議会会長等から、功績顕著の故をもって表彰された者であること。

(永年勤続功労表彰の資格と算定方法)

第10条 現在民生委員・児童委員として、または社会福祉施設、社会福祉協議会及び民間社会福祉団体等の役職員で社会福祉事業に勤続（通算）30年以上の者であること。ただし、公立の社会福祉施設職員については、専任職員に限るものとする。

2 被表彰候補者の勤続・従事年数の算定は次のとおりとする。

- (1) 勤続年数の算定期間は、原則として当該年度の4月1日現在で算定する。ただし、民生委員・児童委員に限り当該年度の11月30日現在で算定することとする。
- (2) 在職期間が中断されている場合は、その在職期間を通算するものとする。

(感謝該当の資格)

第11条 感謝は次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 社会福祉活動に積極的に協力した個人及び団体でその功績が著しく顕著なものであること。
- (2) 過去に、市町長、市町社会福祉協議会会長等から、功績顕著の故をもって表彰又は感謝されたものであること。

(表彰・感謝の数)

第12条 表彰・感謝の数は会長が別に定める。

(候補者の推せん)

第13条 市町社会福祉協議会会長及び県単位の社会福祉施設・団体の長は、この規程に定める表彰または感謝に該当する候補者を別紙様式により本会会長に推せんするものとする。

2 前項のほか本会会長は、候補者を推せんすることができる。

(表彰審査委員会)

第 14 条 表彰・感謝該当者を審査するため表彰審査委員会を置く。

2 委員会は会長の委嘱する委員若干名をもって組織する。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、
本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 21 日より施行する。(一部改正)

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 7 日より施行する。(一部改正)